

## 鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎